

大阪市規則第76号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前						
別表第1（第4条関係） [表 別紙2 挿入] 別表第2（第4条関係） [略] 専用公印 [1～81 略] 81の2 <table border="1"><tr><td>大 阪 市</td></tr><tr><td>区 長 印</td></tr></table> [83～99 略]	大 阪 市	区 長 印	別表第1（第4条関係） [表 別紙1 挿入] 別表第2（第4条関係） [同左] 専用公印 [1～81 同左] 81の2 <table border="1"><tr><td>大 阪 市</td></tr><tr><td>区 長 印</td></tr></table> 82 <table border="1"><tr><td>大 阪 市</td></tr><tr><td>区 長 印</td></tr></table> [83～99 同左]	大 阪 市	区 長 印	大 阪 市	区 長 印
大 阪 市							
区 長 印							
大 阪 市							
区 長 印							
大 阪 市							
区 長 印							
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。							

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

[別表第1 別紙1]

[同左]

専 用 公 印

名称	ひな型	書体	寸法	用途
[同左]	[同左]	[同左]	ミリメートル	[同左]
<u>印鑑登録証用区長印</u>	82	てん書	方 15	印鑑登録証用
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第1 別紙2]

[略]

専 用 公 印

名称	ひな型	書体	寸法	用途
[略]	[略]	[略]	ミリメートル [略]	[略]
[削る]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]